

千葉市自殺対策計画の一部見直し（案）の概要

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、計画を策定

※昨今の社会経済情勢、自殺を巡る情勢の変化、市自殺実態調査の結果などを踏まえ、本計画の一部見直しを実施

2 計画の期間

平成21年度～平成30年9月

※次の国大綱の見直し（平成29年8月頃）を踏まえ次期計画を策定するため、計画期間を1年6か月延長

3 計画の数値目標

平成30年9月までに平成17年の自殺死亡率に比べて20%以上減少（H17）21.7→（H30.9月）17.3以下

*自殺死亡率＝人口10万人当たりの自殺者数

※現在（平成25年）における本市の自殺死亡率は18.9で、現計画の目標値である17.3を達成していないため、数値目標は踏襲

第2章 自殺の現状及び基本認識

1 自殺の現状

- ・本市の自殺者は全国値と同様に、平成10年に大きく増加し、その後も多少の増減はあるものの高水準で推移
- ・20歳代から40歳代の自殺者が全体の4割超
- ・平成25年の自殺死亡率は、20政令市の中では10番目

2 自殺に対する基本認識（3つの基本認識）

- (1)自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2)自殺は、防ぐことができる
- (3)自殺を考えている人は、サインを発していることが多い

第3章 自殺対策の基本的な考え方

- (1)社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
- (2)市民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
- (3)段階ごと、対象ごとの対策を、効果的に組み合わせる
- (4)関係者の連携による、包括的な生きる支援を強化する
- (5)自殺の実態に即した施策を推進する
- (6)施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立って、継続的に進める
- (7)施策対象となる集団ごとの実態を踏まえた対策を推進する【新規】

第4章 具体的な取組み（9項目）

1 自殺の実態を明らかにする

- (1)自殺の防止等に関する情報の提供
- (2)自殺未遂者、遺族等の実態の把握及び支援方策の検討【新規】
- (3)教育現場における実態把握【拡充】
- (4)自殺の防止等に関する資料の利活用

2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- (1)普及啓発の推進
- (2)児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- (3)インターネットの適切な利用に関する教育の推進
- (4)うつ病についての普及啓発の推進【新規】
- (5)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及【新規】

3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

- (1)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施
- (2)学校における教職員研修の充実
- (3)保健活動従事者への研修の実施
- (4)精神保健福祉業務実務研修の実施
- (5)産業保健スタッフの資質の向上
- (6)介護支援専門員等に対する研修の実施
- (7)民生委員・児童委員及び民生委員協力員への研修の実施
- (8)家庭相談員の資質の向上
- (9)各種相談窓口における相談員の資質の向上
- (10)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (11)様々な分野でのゲートキーパー養成【新規】

4 心の健康づくりを進める

- (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進【拡充】
- (2)経済関係団体に対する普及啓発の実施
- (3)地域保健と職域保健との連携の推進
- (4)精神保健福祉相談及び訪問指導の実施
- (5)学校における心の健康づくり推進体制の整備

5 適切な精神科医療を受けられるようにする

- (1)精神科医療対策の充実【新規】
- (2)うつ病の受診率の向上
- (3)かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施<再掲>
- (4)基本チェックリストを活用したうつ病高齢者の把握
- (5)うつ病以外の精神疾患等に対する対策の推進

6 社会的な取組みで自殺を防ぐ

- (1)相談体制の充実等【拡充】
- (2)多重債務者に対する相談・支援の充実
- (3)失業者等に対する相談・支援の充実
- (4)経営者に対する相談事業の推進等
- (5)法的問題を解決するための情報提供の充実
- (6)高齢者、介護者に対する相談・支援の充実
- (7)児童生徒のいじめに関する相談・支援の充実
- (8)児童虐待や性暴力の被害者への支援の充実【新規】
- (9)生活困窮者への支援の充実【新規】

7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- (1)自殺未遂者やその家族等に対する相談等の実施
- (2)うつ病当事者の会の実施

8 遺された人への支援を充実する

- (1)遺族への相談支援の実施
- (2)民間団体が主催する遺族の自助グループ等の運営の支援

9 民間団体との連携を強化する

- (1)関係機関相互の情報の共有
- (2)民間団体への助成、及び先駆的・試行的取組みに向けた情報提供

第5章 推進体制等

千葉市自殺対策連絡協議会及び千葉市自殺対策庁内連絡会議により取組みを推進するとともに、計画を進行管理